

## 平成 20 年度合法性・持続可能性証明木材供給事例調査実施要領

### 1. 事業の目的

我が国の合法木材の需要の拡大・定着、供給体制整備に資するため、需要側と供給側の連携等に基づく先進的な取組事例、主要木材輸出国の森林伐採に係る法規制等について調査を行うこととする。

### 2. 事業内容

- (1) 国内事例調査として、合法性等が証明された木材を調達方針に掲げる企業や業界団体等の先進事例および地方自治体の調達事例について、需要の拡大と定着という観点で調査を行う。その際、その結果は先進事例調査結果としてとりまとめるとともに、調査結果についても報告会を行うなど、普及事業と連携を取りながら実施する。
- (2) 海外事例調査の一環として、平成 19 年度の国際セミナー2007 の蓄積を踏まえ、広く海外の企業による合法木材の供給事例を収集する。
- (3) 海外事例調査として、海外企業による先進的な取組事例や貿易相手国における証明制度（検討中も含む）について、合法木材証明制度の信頼性、持続可能性の証明方法などガイドラインとの関係において調査を行う。
- (4) 上記の結果を、過去の調査結果も含めて解析、編集を行い、結果の普及に寄与することとし、様々な形でセミナーを行うなど、普及事業との連携をはかる。

### 3. 調査課題と実施体制

#### (1) 国内調査

##### 1) 調査課題

##### ① 先進事例調査

平成 19 年度までの事例調査の結果を踏まえ、川下業界団体（住宅・文具・家具・印刷業など）などの協力を得て、先進事例の聞き取り調査を行い、合法木材調達の先進事例（調達方法、製品の表示・販売方法等）を取りまとめ広く紹介する。

##### ② 地方自治体の調達事例に関する調査

地方自治体のグリーン購入による合法木材調達の取組を調査し、合法木材調達を先進的に取り組んでいる、都道府県、市町村の取組を取りまとめて広く紹

介する。

2) 調査体制

上記調査の一部を、全国木材検査・研究協会に委託して実施する。

3) 調査結果の活用

調査結果に基づき報告書を作成するとともに、合法木材ナビ上に公表する。また、セミナー、研修会などに活用する。

**(2) 海外合法木材等事例収集調査**

海外事例調査の一環として、二回にわたる国際セミナーの蓄積を踏まえ、広く海外の企業及び団体等に対して、日本に合法木材を供給している事例（計画中也含む）の提供を求め、分析検討結果を含めて公表する。

1) 実施方法

日本に対して合法性を証明して木材・木材製品を輸出している業者・団体に対して、国際セミナーで作成した統一した様式に基づき情報提供を求める。

結果は、合法木材ナビ上などで公表する。

2) 実施体制

専門調査員を活用

**(3) 海外現地調査**

重要性、緊急性の高い主要木材輸出国の木材生産・流通・輸出の実態と合法性証明のための制度の実態を調査するとともに、過去の調査の実績も含めた調査結果の分析、集積をおこなう。

1) 調査対象国

① ロシア（イルクーツク地区）

過去の調査の結果を踏まえ、ロシアイルクーツク地区の流通拠点を中心として、木材加工流通実態の解明と木材輸出の現状把握をさらに進める。また、我が国のガイドラインについての認識を広めるとともに、業界による合法性証明のための仕組み作りの具体的提案をする。

② インドネシア・マレーシア

過去に現地調査が行われていないマレーシア・サバ州についての現地調査を行うとともに、必要な補充調査を行い、その結果を国際セミナーで報告された内容とともに、最近の情勢について分析を行い、普及を行う。

③ 中国

輸入原料に基づく中国木材製品が我が国に多量に輸出されている現状を踏ま

え、中国木材流通協会と連携し、さらに中国産木材製品の流通経路や原産地等について調査し、我が国のガイドラインに基づき合法性が証明された木材製品の輸出の可能性を明らかにするとともに、我が国のガイドラインについての認識を広める。

## 2) 調査課題

### ア 違法伐採に関する当該地域の背景

木材加工、輸出等関連法規に関する調査／森林資源、木材生産基盤及び木材貿易の実態調査／木材加工業の現状と原木調達、製品販売、輸出実態に関する調査

### イ わが国の合法性証明制度に対する対応

違法伐採問題への行政の対応、NGO、消費者等の取組み／わが国の合法証明制度に対する関係者の認識／合法証明システムの現状、合法木材・木製品の輸出実績

### ウ 当該地域から現時点で合法木材製品を輸入する方法

利用出来る合法証明システム、利用上の留意点

### エ 合法木材供給に対する今後の展望と提案

## 3) 調査体制

主要木材輸出国調査は、現地事情に精通した者の協力を得るため、WG の指導のもと、それぞれ一部を以下の機関に委託して実施する。

ロシア：国際環境 NGO FoE Japan

インドネシア・マレーシア：(財) 地球・人間環境フォーラム

中国：木材利用推進中央協議会

## 4) 普及活動との連携

関係者の団体の会合を利用するなど、対象国の関係者に対し、調査の趣旨・結果及びわが国ガイドラインの説明を行い、意見交換をする機会を設ける。調査結果に基づき報告書を作成するとともに合法木材ナビ上に公表する。また、国内関係者向けセミナー、研修会などに活用する。